



特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岡山労働局 一般公示 第22号

岡山地方最低賃金審議会は、下記最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岡山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年10月22日までに岡山地方最低賃金審議会（岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎岡山労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

記

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

令和7年10月1日

岡山労働局長 森實 久美子

